

笠松町会計年度任用職員募集要項

笠松町会計年度任用職員を次のとおり募集します。

1 任用

任用根拠	パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22の2第1号）
任用期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで ただし、令和4年4月30日までは条件付採用期間となります。 選考等の能力実証を行ったうえで、再度任用する場合があります。

2 募集職種・募集人数・応募資格

募集職種	一般事務員
募集人数	1人
応募資格	
備考	学生の方及び地方公務員法第16条で規定する欠格条項に該当する方は応募できません。児童とのコミュニケーションが必須です。

3 勤務条件等

勤務場所	笠松町立笠松小学校（笠松町下新町87番地）
勤務時間	午前8時から午後3時30分まで
休憩時間	午後0時15分から午後1時15分まで
勤務しない日	・ 週休日(振替：有) 定例日(毎週土、日曜日) ・ 国民の祝日に関する法律による休日 ・ 年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日まで) 勤務を要しない日：例年8月中旬の3、4日が勤務を要しない日 8月10日から8月13日まで（令和3年度実績）
職務内容	図書事務、給食仕分け作業、環境美化（花の世話等）
報酬	日額6,000円
諸手当	通勤費は距離・通勤方法に応じて支給されます。 期末手当は、支給条件に応じて支給されます。 時間外勤務手当（※）・休日手当（※） （※）学校長の指示により勤務する場合があります。
年次有給休暇	10日
社会保険等	社会保険・雇用保険に加入する勤務形態となります。 公務上の傷病については、「労働者災害補償保険法」により補償されます。 業務外の傷病については、加入する社会保険により傷病手当金等が支給されます。
服務規程	任期中は、地方公務員法第32条から第37条までの規定を遵守する義務を負います。 違反した場合は、懲戒処分又は分限処分の対象となります。

4 申込み方法等

受付期間	1月4日（火）から1月31日（月）まで
申込先	笠松町役場教育文化課（笠松中央公民館内） 〒501-6083 岐阜県羽島郡笠松町常盤町6番地
提出書類	笠松町会計年度任用職員任用申込書
提出方法	上記の申込先へ郵送（1月31日（月）必着）するか、窓口へ直接持参(受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く）)してください。 後日面談を行いますので、連絡先を必ず明記してください。
選考方法	面談
問合せ先	笠松町役場教育文化課 学校教育担当（笠松中央公民館内） TEL：(058)388-3926